給与所得者等再生による再生手続開始

平成３０年（再ロ）第２号

北海道江別市野幌東町24番地の11

再生債務者　中村　繁男

1　決定年月日時　平成30年３月２日午後１時

2　主文　再生債務者について給与所得者等再生による再生手続を開始する。

3　再生債権の届出期間　平成30年３月23日まで

4　一般異議申述期間　平成30年４月６日から平成30年４月13日まで

札幌地方裁判所民事第４部

平成３０年（再ロ）第１０００７号

東京都杉並区桃井１―２―９―202

再生債務者　田中　佑樹

1　決定年月日時　平成30年３月１日午後５時

2　主文　再生債務者について給与所得者等再生による再生手続を開始する。

3　再生債権の届出期間　平成30年３月29日まで

4　一般異議申述期間　平成30年４月12日から平成30年５月７日まで

東京地方裁判所民事第20部

平成３０年（再ロ）第１号

大阪府和泉市葛の葉町２丁目９―15　レオパレスメイクリボーズ107号室

再生債務者　奥村　憲司

1　決定年月日時　平成30年３月１日午後１時

2　主文　再生債務者について給与所得者等再生による再生手続を開始する。

3　再生債権の届出期間　平成30年３月29日まで

4　一般異議申述期間　平成30年４月５日から平成30年４月19日まで

大阪地方裁判所岸和田支部個人再生係

平成３０年（再ロ）第１号

大分市新川町１丁目10番43号（サーパス新川810）

再生債務者　野々下武彦

1　決定年月日時　平成30年３月２日午前10時

2　主文　再生債務者について給与所得者等再生による再生手続を開始する。

3　再生債権の届出期間　平成30年３月30日まで

4　一般異議申述期間　平成30年４月13日から平成30年５月７日まで

大分地方裁判所民事第１部破産再生係

給与所得者等再生による再生計画案についての意見聴取

平成２９年（再ロ）第７１号

大阪府枚方市池之宮１丁目14番21―22号

再生債務者　池田　末雄

1　意見聴取に付する再生計画案　平成30年２月24日付け再生計画案

2　書面で意見を述べることができる事項　民事再生法241条２項各号に定める事由

3　２の書面の提出期間　平成30年３月29日まで

平成30年３月１日

大阪地方裁判所第６民事部

厚生年金基金清算結了公告

当厚生年金基金は、平成30年３月２日厚生労働大臣の承認により清算を結了したので、公的年金制度の健全性及び信頼性の確保のための厚生年金保険法等の一部を改正する法律の施行に伴う経過措置に関する政令（平成26年政令第74号）第３条第２項の規定により、なおその効力を有するものとされた公的年金制度の健全性及び信頼性の確保のための厚生年金保険法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備等に関する政令（平成26年政令第73号）第１条の規定による廃止前の厚生年金基金令第47条第２項に基づき公告します。

平成 30 年 3 月 12 日

大阪府大阪市中央区久太郎町３丁目１番６号

大阪ニット厚生年金基金

代表清算人　前田　佳央

厚生年金基金清算人退任公告

当厚生年金基金は、平成30年３月２日をもって清算結了の承認を受けたので、公的年金制度の健全性及び信頼性の確保のための厚生年金保険法等の一部を改正する法律の施行に伴う経過措置に関する政令（平成26年政令第74号）第３条第２項の規定により、なおその効力を有するものとされた公的年金制度の健全性及び信頼性の確保のための厚生年金保険法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備等に関する政令（平成26年政令第73号）第１条の規定による廃止前の厚生年金基金令第43条に基づき公告します。

1．代表清算人氏名　前田　佳央

2．住所　大阪府大阪市中央区久太郎町３丁目１番６号

平成 30 年 3 月 12 日

大阪ニット厚生年金基金

会社その他の公告

合併公告

左記会社は合併して甲はこの権利義務全部を継して存続し乙は解散することにいたしましたので公告します。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

（甲）掲載紙　官報

掲載の日付　平成三十年二月五日

掲載頁　一二二頁（号外第二十四号）

（乙）掲載紙　官報

掲載の日付　平成三十年二月五日

掲載頁　一二七頁（号外第二十四号）

平成三十年三月十二日

埼玉県さいたま市西区大字指扇一七九八番地

（甲）小山株式会社

代表取締役　小山　景一

埼玉県さいたま市西区大字指扇一八〇〇番地

（乙）株式会社世界鷹本社

代表取締役　小山　優子

合併公告

左記会社は合併して甲はこの権利義務全部を継して存続し乙は解散することにいたしましたので公告します。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

（甲）掲載紙　官報

掲載の日付　平成三十年三月五日

掲載頁　九十一頁（号外第四十四号）

（乙）計算書類の公告義務はありません。

平成三十年三月十二日

東京都千代田区鍛冶町二丁目七番一〇号

（甲）中西商事株式会社

代表取締役　中西　正彦

東京都千代田区鍛冶町二丁目七番一〇号

（乙）有限会社大正堂

代表取締役　中西　正彦

合併公告

左記会社は合併して甲はこの権利義務全部を継して存続し乙は解散することにいたしました。

効力発生日は平成三十年七月一日であり、甲の臨時株主総会の承認決議は平成三十年四月十三日に予定しております。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

（甲）掲載紙　官報

掲載の日付　平成二十九年六月三十日

掲載頁　二百五十一頁（号外第百四十一号）

（乙）掲載紙　官報

掲載の日付　平成二十九年六月三十日

掲載頁　百八十三頁（号外第百四十一号）

平成三十年三月十二日

神奈川県厚木市飯山二八二四番八号

（甲）神奈中ハイヤー株式会社

取締役社長　福田　範昭

神奈川県厚木市飯山二八二四番八号

（乙）神奈中ザガミタクシー株式会社

取締役社長　露木　幸一

組織変更公告

当社は、株式会社に組織変更することにいたしました。

組織変更後の商号は株式会社ＥＹＥ　ＳＥＮＳＥとします。

この組織変更に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

平成三十年三月十二日

札幌市西区西野七条四丁目二番二七号

合同会社Ｋ・ｓｙｓｔｅｍ

代表社員　古関　郁美

組織変更公告

当社は、株式会社に組織変更することにいたしました。

この組織変更に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

平成三十年三月十二日

東京都港区芝四丁目一六番地の一　カテリーナ三田タワースイートＷ三一一

合同会社プランドデザイン

代表社員　加藤　雄一郎

組織変更公告

当社は、株式会社に組織変更することにいたしました。

この組織変更に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

平成三十年三月十二日

東京都葛飾区鎌倉四丁目三五番一五号

合同会社トンボロ

代表社員　小久保勇樹